

善監委告示第 2 号

平成 2 7 年 3 月 3 日付け善監委第 7 号で提出した平成 2 6 年度定期監査（後期分）の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき公表します。

平成 2 7 年 4 月 1 日

善通寺市監査委員 藤 岡 博 文

善通寺市監査委員 林 野 忠 弘

平成 26 年度定期監査（後期分）

監査指摘事項の取組について

個別的事項

【市民課指摘事項】

本市においては、「住民基本台帳の閲覧」に関する手数料は、手数料条例別表のうち「公簿、公文書、図面等の閲覧」手数料として徴収している。県内他の 7 市の条例においては「住民基本台帳の閲覧」手数料を特に「公簿、公文書、図面等の閲覧」とは区別して規定している。この手数料については、他市同様、別枠で規定することを検討されたい。

【検討結果】

「住民基本台帳の閲覧」に関する手数料については、条例に基づき「公簿、公文書、図面等の閲覧」手数料として徴収しているが、その規定がわかりにくいというご指摘であるので、平成 27 年度に行うマイナンバー法関連の改正の際に、併せてこの部分についても明確な規定に改正を行うこととする。

【保健課指摘事項】

健康運動大学事業は、「健康運動大学事業実施要綱」第 3 条（実施場所）で「市民体育館及び健康生きがい施設」において行うと記載されている。しかし、現在の利用形態は「西部健康生きがい施設」以外の公民館に設置している健康生きがい施設でも利用できるとのことである。実態に即した要綱にすることを検討されたい。

【検討結果】

健康運動大学利用者が、市民体育館及び善通寺西部健康生きがい施設以外に公民館に設置している運動器具を利用して自主的に運動を行うことも健康運動大学事業に含まれることから、健康運動大学利用者が、公民館の運動器具を利用できる旨要綱に加えることにする。

【農林課指摘事項】

市民農園開設事業が本年度も含めて 3 年間、実施されていない。市民農園を利用したい人はいるが、提供する農家の人がいないとのことである。今後、かかる事業を継続していくには、提供される農家の人が活用しやすい条件に斟酌していくことが肝要であると考えられる。要綱等の見直しも含めた対応を検討されたい。

【検討結果】

本事業は、平成 19 年 4 月 1 日より施行された「善通寺市市民農園開設交付金交付規則」に基づいて開始されて以降、現在、平成 20 年に開設された 2 園地である。

しかしながら、市民農園の利用希望者は多くいることから、これまで市民農園開設にあたっての農地提供者の募集等を行ってきたが、提供者がないのが現状である。

この原因としては、開設にあたって灌水施設等、設備費に多額の自己負担が必要となることであると考えている。

これらを踏まえて、現在の交付規則では施設整備に要する経費の 1 / 2 以内、20 万円を限度額としているが、補助率等の見直しも含め事業の検討を行う。

【上下水道課指摘事項】

- ① 水道料金の収納は、市民が収納しやすい金融機関の範囲を広めるなど水道料金の収納率向上に努力されている。ところで、コンビニエンスストアにおける収納は、コンビニエンスストア本部並びにその料金代行サービス会社等に委託して行われ、本市においても市長と料金代行サービス会社で契約がなされている。

このような水道料金等収納委託事務を行う場合、地方公営企業法施行令第 26 条の 4 第 2 項の「管理規程による」ものとされている。まず、収納事務委託規程を設け、委託契約することが肝要と考えられるので、「水道料金等収納事務委託規程」を作成されることを検討されたい。

- ② 本市は、下水道料金収納を水道事業者と協定書により委託事務を行っている。この協定書は、現在、契約者として不適切な役職名になっているので、早急に新協定書を作成されたい。

【検討結果】

- ① 水道料金等の収納を料金収納代行会社等へ委託することに関する水道事業管理規程の整備を早急に行う。
- ② 契約者の役職名等を変更した水道事業者との下水道料金収納事務の委託に関する新協定書を早急に作成する。

各課共通事項

1 契約書における専属的合意管轄裁判所について

一部の契約書において、同上の管轄裁判所が東京地方裁判所となっている。民事訴訟法では、原則として「被告の住所地を管轄する裁判所」に訴訟を提起することとしている。管轄裁判所は自分にとって有利な裁判所を契約書に記載することが経費等の節約になるので、今後の契約時には検討されたい。

2 契約書における「履行遅延の損害賠償金等」について

一部の契約書において、善通寺市契約規則とちがう利率が記載されている。契約書に遅延損害金を数値で記入するときは、善通寺市契約規則との整合性を図り、今後の契約時には検討されたい。

【検討結果】

1 今後の契約においては、本市を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするよう相手方と協議する。

2 今後の契約時には、善通寺市契約規則との整合性を図る。